

石綿(アスベスト)障害の予防用保護具

石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、石綿障害予防規則(石綿則)及び石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程について所要の改正が行われました。改正省令は、平成21年4月1日から施行されました。

ただし、以下の「カ」については、同年7月1日から施行されました。

改正の要点【厚生労働省通達 基発第0218001号(平成21年2月18日付)から】

石綿則の一部改正(改正省令第1条関係)

- ア 事前調査の結果の揭示(石綿則第3条関係)
- イ 隔離の措置を講ずべき作業の範囲の拡大等(石綿則第6条及び第7条関係)
- ウ 隔離の措置と併せて講ずべき措置(石綿則第6条関係)
- エ 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置(石綿則第6条関係)

オ 電動ファン付き呼吸用保護具^{※1}の使用(石綿則第14条関係)

隔離された作業場所において、吹き付けられた石綿等の除去の作業に労働者を従事させる場合に使用させる呼吸用保護具を、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限ることとしたこと。

カ 船舶の解体等の作業に係る措置について(石綿則第3条、第4条、第8条、第9条、第14条及び第27条関係)

※1 JIS T 8157¹⁹⁹¹「電動ファン付き呼吸用保護具」防護率S級、フィルタA級に適合したもの(JIS:日本工業規格)

石綿を取り扱う作業に使用する保護具

作業レベル	除去対象製品	除去工法	呼吸用保護具の区分	保護衣等の種類
レベル1	吹き付け材 ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付けロックウール ・石綿含有吹付けパーミキュライト ・石綿含有吹付けパーライト	・掻き落とし、破碎 ・切断、穿孔、研磨	①	・保護衣
		・封じ込め ・囲い込み(破碎・切断・穿孔・研磨を伴うもの)	① ②	
		・グローブバッグ ・囲い込み(破碎・切断・穿孔・研磨を伴わないもの)	① ② ③	・保護衣 ・専用の作業衣
		・その他特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する	
レベル2	耐火被覆材 ・石綿耐火被覆板 ・石綿含有けい酸カルシウム板2種 ・石綿含有耐火被覆塗材	・切断、穿孔、研磨等の作業を伴う場合	① ② (石綿耐火被覆板の除去作業では、区分①を使用するのが望ましい)	・保護衣
		・グローブバッグ ・封じ込め ・囲い込み(破碎・切断・穿孔・研磨を伴うもの)	① ② ③	・保護衣 ・専用の作業衣
		・囲い込み(破碎・切断・穿孔・研磨を伴わないもの)	① ② ③ ④	
		・断熱材	① ② ③ ④	
	断熱材 ・屋根用折板石綿断熱材	・切断、穿孔、研磨等の作業を伴う場合	① ②	・保護衣
		・封じ込め ・囲い込み(破碎・切断・穿孔・研磨を伴うもの)	① ② ③	・保護衣 ・専用の作業衣
		・囲い込み(破碎・切断・穿孔・研磨を伴わないもの)	① ② ③ ④	
		・特殊工法(審査証明取得工法)	① ② ③	
	断熱材 ・煙突石綿断熱材	・切断、穿孔、研磨等の作業を伴う場合	① ②	・保護衣
		・特殊工法(審査証明取得工法)	① ② (煙突断熱材の除去作業では、区分①を使用するのが望ましい)	
保温材	・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・けい酸カルシウム保温材 ・水練り保温材	・切断、穿孔、研磨等の作業を伴う場合	① ②	・保護衣
		・グローブバッグ ・切断等の作業を伴わない場合:原形のままの取り外し ・石綿取扱作業以外:非石綿部での切断	① ② ③	・保護衣 ・専用の作業衣
		・断熱材	① ② ③ ④	
レベル3	成形板 ・石綿含有スレート ・石綿含有サイディング ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有ビニル床タイル	・切断、穿孔、研磨等の作業を伴う場合	① ② ③	・保護衣
		・原形のまま取り外し	① ② ③ ④	・専用の作業衣
その他		・準備作業 ・足場、隔離養生作業 ・片付け、清掃作業	① ② ③ ④	・保護衣 ・専用の作業衣

呼吸用保護具の区分と種類

区分	呼吸用保護具の種類
①	自給式呼吸器 ● 空気呼吸器 ● 圧縮酸素形循環式呼吸器
	送気マスク ● プレッシュダイヤモンド形(複合式)エアラインマスク ● 一定流量形エアラインマスク ● 送風機形ホースマスク
	電動ファン付き呼吸用保護具(面体形及びフード形)
②	全面形取替え式防じんマスク(粒子捕集効率99.9%以上) [区分RL3、RS3 国家検定合格品]
③	半面形取替え式防じんマスク(粒子捕集効率99.9%以上) [区分RL3、RS3 国家検定合格品]
④	取替え式防じんマスク(粒子捕集効率95%以上) [区分RL2、RS2 国家検定合格品]

注1)「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における、当該石綿を除去する作業」には、吹き付けられた石綿等を除去する作業に伴う一連の作業に含まれるため、たとえば、隔離された作業場所における除去した石綿等を袋等に入れる作業、現場監督に係る作業についても同様の措置が必要である。

注2)隔離された作業場所で足場の変更又は解体の作業において、飛散防止剤の吹き付け、粉じん抑制剤の散布、十分な換気等を行った後が望ましいが、その場合であっても石綿等の粉じん量に見合った保護具の使用が必要である。

●この表は、2009年4月に発行された「建築物の解体等工事における石綿粉じんのばく露防止マニュアル」及び「建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防(特別教育用テキスト)」(建設業労働災害防止協会編集・発行)を参考にしています。